

## キャッシュカードの払戻限度額変更について

株式会社七十七銀行（頭取 小林 英文）は、社会問題化している還付金詐欺等の振り込め詐欺や偽造・盗難等キャッシュカードによる預金の不正詐取等の金融犯罪被害拡大防止への対応としまして、キャッシュカードによるATMでの1日あたりの払戻限度額を変更することとしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

当行では、お客さまの大切なご資産をお守りするため、今後とも金融犯罪の被害防止に取り組んでまいります。

### 記

1. 対象となるお客さま  
個人および個人事業主のお客さま（法人は対象外となります）
2. 対象キャッシュカード  
磁気ストライプカードおよび生体認証登録のないICキャッシュカード
3. 1日あたりの払戻限度額

カード種類	利用ATM	取引内容	変更前	変更後
磁気ストライプカード、 ICキャッシュカード (生体認証登録なし)	当行・他行 ATM	お引出し	100万円	<b>50万円</b>
		カード振込等（注1）	100万円	<b>50万円</b>
ICキャッシュカード (生体認証登録あり)	当行ATM	お引出し+	200万円（注2）	
		カード振込等（注1）	<b>（変更ございません）</b>	
	他行ATM	お引出し	100万円	<b>50万円</b>
カード振込等（注1）		100万円	<b>50万円</b>	

注1. カード振込等には、カード振込のほか「預金間振替」（定期預金への振替を除きます）や「デビットカード、ATMペイジーおよびATM宝くじサービス」による取引が含まれます。

注2. 窓口にて別途お申しいただいた場合に限り、当行ATM利用時の1日あたりの払戻限度額を解除し、無制限にすることができます。詳しくは営業店窓口にお問い合わせください。また既に払戻限度額を解除しているお客さまの限度額は変更ございません。

4. 実施日  
2022年12月1日（木）

以上

（関連するSDGs）



#### SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月より「SDGs実践計画」を策定しております。



もっと、ずっと、地域と共に。